

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳再交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項及び法施行令10条3項の規定に基づいて、平成29年12月28日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）再交付処分のうち、請求人の心臓機能障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」（以下「等級表」という。）による級別。以下「障害等級」という。）を、3級と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、1級への変更を求めるものと解される。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由により、本件障害に係る障害等級の変更は誤りであり、本件処分は違法又は不当であると主張している。

歩行困難、息切れ、めまい、寝起き困難などの症状があることから、家族に迷惑をかけ、また、現在通院もしている。そのような状況下で、なぜ障害程度等級が1級から3級に切り下げられるのか理

解できない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年5月28日	諮問
平成30年7月25日	審議（第23回第3部会）
平成30年8月29日	審議（第24回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が「法別表に掲げるもの」に該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

法別表は、5項において、身体障害の一つとして、「心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの」を規定している。

(2) 法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を

記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

なお、等級表のうち、本件障害に関するものとして、心臓機能障害に係る部分のみを抜き出してみると、以下の表のとおりのものである。

級別	心臓機能障害
1級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
2級	
3級	心臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

(3) 東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、及びこれに該当する場合における障害の種類及び障害の程度（障害等級）についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号。以下「都規則」という。）を制定し、さらに都規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。ただし、本件処分を行うにつき適用されたのは、平成26年3月20日付25福心障第485号による改正により、同年4月1日から施行された後のものである。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（同解説を、以下「等級表解説」という。なお、認定基準の前記改正は、等級表解説の改正も含んでいる。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

なお、等級表解説において、本件障害に関するものとして、心臓機能障害でペースメーカー植込みに係るものについて記載されている部分を示すと、別紙2のとおりである。

- (4) そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容に基づき判断すべきものと解される。

この場合、処分庁としては、診断書に記載された医師の意見のみならず、各種の機能障害及び動作・活動に関して記載された事項を含め、診断書の記載内容全般を基に検討した上で、客観的に最終的な判断を形成すべきである。

- (5) 法施行令6条1項は、法15条4項の規定により手帳を交付する場合に、知事は、その障害程度に変化が生じることが予想される等、必要があると認められるときは、手帳の交付とともに、法17条の2第1項の規定による市町村の診査を受けるべき旨を、申請者に対して文書で通知しなければならないとする。法施行令7条は、当該診査を行った市町村長（法9条1項の規定により、区長を含む。さらに、〇〇区においては、身体障害者福祉法施行規則（以下「区規則」という。）1条の2の規定により、区長の権限は福祉事務所長に委任されている。以下同じ。）は、診査により、手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたと認めた場合は、その者の居住地の知事に通知しなければならないとし、さらに、法施行令10条3項は、当該通知により、知事は、障害程度に重大な変化が生じたと認めた場合は、先に交付した手帳と引換えに、その者に対し新たな手帳を交付することができるとする。

- (6) ところで、法施行令10条1項の規定により、手帳の交付を受けた時に比較してその障害程度に重大な変化が生じ、又は手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至った者は、知事に

対し、手帳の再交付の申請をすることができるが、その場合の申請には、法15条1項及び3項に規定する医師の診断書・意見書を添付すべきことが定められており（法施行規則7条1項、2条1項）、処分庁がこの再交付申請に対する判断を行う際にも、上記(4)に述べたところは、そのまま当てはまるものである。

一方、本件のように、法施行令10条3項の規定による手帳の再交付の場合は、同条1項の規定により手帳の再交付を受けようとする者からの申請に基づくものではないが、その程度に重大な変化が生じた当該の障害に係る知事の認定においては、やはり同様の医師の診断書・意見書に基づく判断を行うべきものと考えられる。そして、現に、本件での診査に当たった〇〇区においても、区規則において、法施行令6条1項の規定による通知を受けた者に対する福祉事務所長の診査は、法15条1項及び3項に規定する医師が作成した診断書及び意見書に基づき行うものとする旨の規定（区規則4条の2）を設けている（他の市町村においても同様の内容を含む規則等を設けている団体が多い。）。

このことからすると、法施行令10条3項の規定による場合における手帳の再交付に係る障害程度の再認定について、処分庁が判断を行うに当たっては、福祉事務所長からの法施行令7条による通知及び上記医師の診断書・意見書の内容を基に、これを総合的に考慮して行われるべきものであると解される。

2 以上を前提に、以下、本件について検討する。

- (1) 等級表解説では、ペースメーカー植え込み後の再認定において、身体活動能力におけるメッツの値が2以上4未満である場合には、「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」として等級表3級に該当する障害とされているところ（別紙2・第4・1・(2)及び同3・(4)・イ・b）、本件診断書には、身体活動能力（運動強度）（別紙1・Ⅱ・9）に、2～3メッツである旨記載されていることからすれば、本件障害の程度は、等級表3級に該当する

ものと認められる。

また、等級表解説では、診断書の「活動能力の程度」の欄と等級の関係について「エ」に該当する場合は、等級表の3級相当とされているところ（別紙2・第4・1の（注））、本件診断書の活動能力の程度は、「エ 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるもの又は頻回に頻脈発作を起こし、救急医療を繰り返し必要としているもの」であると記載されていること（別紙1・Ⅱ・6）からすれば、等級表の3級相当に該当するものと認められる。

さらに、本件診断書に記載された法15条3項の医師の意見においても、「3級相当」とされている（別紙1・Ⅲ）。

(2) 以上のとおり、本件診断書について、認定基準及び等級表解説に照らして総合的に判断すると、本件障害は、「ペースメーカを植え込み、自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」（1級）に至っているとは認められず、「ペースメーカを植え込み、家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」（3級）として、障害等級3級と判断するのが相当である（別紙2・第4・1・(2)・イ）。したがって、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当は認められない。

3 請求人は、本件処分により、本件障害の障害等級が1級から3級へと変更されたが、ペースメーカ装着当初（前回認定時）とは状態の変化がない、あるいは悪化していると感じているため、本件処分に納得がいかないとしているようである。しかしながら、等級表解説の「その他の留意事項」（別紙2・第4・3・(4)）を見る限り、ペースメーカ「植え込み直後の判断」の場合と「再認定の際の判断」の場合とにより、障害等級認定において依るべき基準が異なる仕組みとなっている。

すなわち、本件障害に係る前回認定においては、1級の障害等級認定がなされているが、これは、ペースメーカ「植え込み直後の判

断」であることから、等級表解説（別紙２）第４・３（その他の留意事項）・（４）・ア・aに当たるとして判断がされたものであるところ、本件処分については、この点は、「再認定の際の判断」であるため、同イ・bに当たるものとして認定判断がなされたものであるから、前回認定が１級、本件処分による認定が３級と結果が異なることについて、特に不合理というべきことにはならないものである。

そして、障害等級の認定に係る総合判断は、上記１（６）に述べたとおり、本件診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、本件診断書の記載を総合して判断すれば、請求人の障害程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、「障害等級３級」と認定することが相当であることは上記２のとおりであって、本件処分における処分庁の判断は適切なものであると認められるのである。したがって、請求人の主張には理由がないというほかない。

４ 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙１及び別紙２（略）